

堀内公園指定管理者の共同企業体届出要項

堀内公園の指定管理者を複数（2団体以上）の法人又は団体が共同して行う場合は、その共同企業体が一の独立した団体として指定管理業務を行うに適した要件を備えたものであるかどうか確認をする必要がありますので、次により届出をお願いします。

1 要件

- (1) 共同企業体のすべての構成団体が、堀内公園指定管理者募集要項の「7 応募資格」に該当していること。
- (2) 共同企業体協定書において、次の事項が定められていること。

2 共同企業体協定書において定める事項

- (1) 目的
- (2) 企業体の名称
- (3) 企業体の事務所の所在地
- (4) 企業体成立の時期
指定管理期間満了後3月を経過するまでの間は、企業体を解散することができない旨
- (5) 構成員の所在地及び名称
- (6) 企業体の代表者の名称及び権限
- (7) 運営委員会に関する事項
- (8) 構成員の連帯責任
- (9) 専用の預金口座による管理
- (10) 権利義務の譲渡の禁止
- (11) 解散後の瑕疵担保責任
- (12) 責任分担表
- (13) その他

3 提出書類

- (1) 堀内公園指定管理者共同企業体届出書（参考様式4）
- (2) 委任状及び使用印鑑届（参考様式5）
- (3) 共同企業体協定書の写し（参考様式6）

4 問い合わせ先

〒446-8501 安城市桜町18番23号
安城市役所都市整備部公園緑地課公園計画係
電話（0566-71-2244 内線2354） F A X（0566-76-0066）